

君津市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定に基づく成年後見制度の利用を支援することで、高齢者、知的障害者及び精神障害者等の福祉の増進を図るため、市長申立て審判請求の手續等を定めるとともに、成年後見制度の利用に係る後見人等の報酬助成の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審判請求 民法第 7 条、第 1 1 条、第 1 3 条第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 1 7 条第 1 項、第 8 7 6 条の 4 第 1 項又は第 8 7 6 条の 9 第 1 項に規定する審判の請求をいう。
- (2) 市長請求 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 3 2 条、知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 2 8 条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 1 の 2 の規定により市長が行う審判請求をいう。
- (3) 成年後見人等 民法第 8 条に規定する成年後見人、同法第 1 2 条に規定する保佐人、同法第 1 6 条に規定する補助人をいう。

(市長請求対象者)

第 3 条 市長請求の対象となる者（以下「市長請求対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、市長が市長請求を行う必要があると認めたものとする。

- (1) 本市に現に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている 6 5 歳以上の者（他市区町村等が老人福祉法に基づく措置を実施した者又は介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体である者を除く。）
- (2) 本市が援護の実施機関である知的障害者福祉法に規定する知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者である者
- (3) 本市が老人福祉法に基づく措置を実施した者
- (4) 本市が保険者である介護保険の被保険者である者

- (5) 本市が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施機関である者
 - (6) 前各号のいずれかに準ずる者として市長が認めた者
- （調査の実施）

第 4 条 市長は、後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書により、市長請求対象者が成年被後見人でないこと及び市長請求対象者を本人とする任意後見契約の有無を確認の上、市長請求対象者に面談等を行い、次の各号に掲げる事項を調査し、市長請求の可否を決定するものとする。

- (1) 市長請求対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 市長請求対象者の配偶者及び 2 親等内の親族の有無
- (3) 市長請求対象者の配偶者及び 2 親等内の親族による市長請求対象者の保護の状況
- (4) 市長請求対象者又はその配偶者若しくは 2 親等内の親族が審判請求を行う可能性
- (5) 市長請求対象者の福祉サービス等の利用の必要性
- (6) 市長請求対象者の生活、資産及び収入の状況

（市長請求の費用負担）

第 5 条 市長は、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 28 条第 1 項の規定により、市長請求に係る費用を負担するものとする。

- 2 市長は、市長請求対象者の資産の状況等を勘案して生計を維持することが可能なものであると認めるときは、家庭裁判所に対し家事事件手続法第 28 条第 2 項の規定により、市長請求に係る費用を市長請求対象者に負担させるよう申立てを行うものとする。

（成年後見人等の報酬の助成）

第 6 条 市長は、審判請求（検察官の請求によるものを除く。）により、成年後見人等を付された者（以下「成年被後見人等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該成年後見人等に支払うべき報酬の全部又は一部に対し、助成金を支給するものとする。

- (1) 生活保護法の規定による被保護世帯に属する者であるとき又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による生活支援給付を受けているとき。
- (2) 報酬付与の審判があった日の属する年度（当該日が 4 月から 6 月までの間にある場合にあっては、前年度）の市町村民税が課されていない者で、本人が有する現金、預貯金、有価証券等の合計額から、報酬付与の審判により確定した額を支払った場合、

100万円未満であるとき。

(3) 前2号に準ずるものとして市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

(1) 成年被後見人等が第3条各号のいずれにも該当しない者であるとき。

(2) 成年後見人等が配偶者及び4親等以内の親族であるとき。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、家庭裁判所による成年後見人等に対する報酬付与の審判で決定された報酬の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 成年被後見人等が在宅で生活している場合 月額 28,000円

(2) 成年被後見人等が施設入所し、又は長期入院している場合 月額 18,000円

2 前項の規定により助成金の額の算定を行う場合において、1月に満たない日数があるときは、当該1月に満たない日数に係る助成金の額については、日割計算によるものとする。この場合において、算出した助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする成年後見人等（以下「申請者」という。）は、君津市成年後見制度報酬助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 報酬付与の審判書の写し

(2) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し

(3) 登記事項証明書の写し

(4) 成年被後見人等の資産等の状況が分かる書類

(5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、報酬付与の審判の日から6月以内にしなければならない。

3 成年被後見人等が死亡した場合においても、その者の成年後見人等であった者は、第1項の規定により助成金の交付を申請することができる。ただし、支給すべき助成金の額は、当該成年被後見人等の財産において不足する金額に限る。

(助成金の決定等)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があつたときはその内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、君津市成年後見制度報酬助成金交付決定（却下）通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第 10 条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、助成金の請求をしようとするときは、君津市成年後見制度報酬助成金交付請求書（別記第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第 11 条 助成金の交付を受けている成年後見人等は、当該成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があつた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（助成金の返還）

第 12 条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けたときは、助成金の交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めるものとする。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。